

交通事故治療は 当院でも保険適用

交通事故やむち打ちになってしまった場合、病院や整形外科と同様に当院に通院する場合でも保険を使い施術することができます。



交通事故にあつてしまつた



追突事故を起こしてしまつた



交通事故にあつてしまつた
(ガードレール、電柱、パック時)



友人が運転する車に同乗して
事故にあつてしまつた



車のドアに指を挟んでしまつた



自転車での事故



玉突き事故にあつてしまつた



上記のような事例なら**自賠責保険**を活用して
無料で専門治療を受診することができます。

※加害者の自賠責保険を使うため、示談前なら治療費は0円です。

事故にあつたときの対応方法は
次のページで確認してください



被害者が 最初にやるべきこと

1. 負傷者の確認・救出

自分自身や周りにいる人で、負傷者や死傷者がいないかの確認と救出をしましょう。

2. 警察へ連絡

基本的には加害者側が警察へ連絡するのですが、加害者が初心者や高齢者など、あまりルールを理解していない可能性もありますので、加害者に電話させるか、ご自分で電話をしてください。

警察 110 番

3. 記録をとる

加害者が突然逃げる事も考えられます。必ず写真やメモで、車のナンバーや免許証、名前、電話番号などを記録しておきましょう。

4. どういう状況で事故になったのかを確認

警察が来た時に説明ができるように現状を把握しましょう。

5. 過失度合いを確認

詳しくはわからないと思いますが、自分と相手との間にどれくらいの過失度合いがあったのかを確認します。

6. 警察に状況を説明

警察の指示に従い、これまでに記録した事や状況、大体の過失度合いを伝えましょう。

7. 病院へ行く

病院で「診断書」を書いてもらい、管轄の警察署へ提出してください。

8. 保険会社へ連絡

警察での実況見分、病院での診察などが一通り終了したら、自分が加入している保険会社へ連絡しましょう。

加害者が 最初にやるべきこと

1. 負傷者の確認・救出

ハザードランプを点滅させ、道路わきに車を停車して、負傷者や死傷者がいないかの確認をしましょう。

2. 救急車・警察へ連絡

負傷者がいた場合には直ぐに救急に電話し状況を伝えてください。負傷の程度によっては、止血や心臓マッサージなどの処置をしてください。負傷者がいない場合は警察へ電話してください。

救急 119 番

警察 110 番

3. 二次災害の防止

交通量の多い場所や高速道路の場合はとても危険ですので、十分注意しながら行ってください。

- ハザードランプの点滅
- 同乗者を避難
- 発煙筒を設置して後続車を誘導
- 三角停止表示板を設置して後続車を誘導
- 車の破片などを路肩に移動

4. 状況把握

破損した車の状況や物品の状態などを記録しておいてください。

■人身事故の場合：10年以下の懲役または、100万円以下の罰金

■物損事故の場合：1年以下の懲役または、10万円以下の罰金

5. 救急車・警察の対応

6. 保険会社へ連絡

保険会社から保険金を受け取るために「交通事故証明書」を警察署で申請・取得してください。